

高速バス運賃の改定について ～令和元年6月21日ご乗車分より改定～

平素は日本中央バスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、当社では、ASVを装備した安全性を高めた車両の導入、及び運転士不足への対策などの実施により、安全安定輸送への対策の強化をすすめております。

これに伴い令和元年6月21日(金)ご乗車分より運賃を改定させていただく事となりました。

引き続き、安全を第一に安定した輸送を確保してまいりますので、何とぞご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

上記に伴う、高速バスの予約と購入に関する変更点は以下の通りです。

記

1. 原則として乗車日を基に運賃を算出します

2. 往復割引設定路線において、6月21日を跨ぐご利用の取扱は下記の通りです

原則として6月21日を跨ぐ往復割引の設定はございません。

ただし、『**当社の各営業所・ららん藤岡観光物産館・BUSターミナルおおた・大阪OCAT及び各旅行代理店**(旅行代理店は発券手数料が掛かる場合がございます。)』で**ご購入**いただく場合のみ、**特例**として下記口印内のとおり取扱いいたします。

$$\text{改定前往復割引運賃} \div 2 + \text{改定後往復割引運賃} \div 2 = \text{特例往復割引運賃}$$

例)6月18日に高崎駅から京都駅へ向かい、6月22日に京都駅から高崎駅へ戻られる場合

①**ネット決済**や**コンビニ決済**など上記に『』内に掲げた箇所**以外**での決済

この場合は往復割引運賃は適用になりませんので、片道運賃づつでお買い求めとなります。

$$\text{往路片道運賃} \cdots 9,000\text{円} + \text{復路片道運賃} \cdots 9,200\text{円} = \text{往復} \underline{18,200\text{円}}$$

②上記『』内に**掲げた箇所**での購入

この場合は**特例往復割引運賃**を適用いたしますので、下記の計算となります。

$$\text{往路往復運賃} \cdots (16,200\text{円} \div 2 = 8,100\text{円}) +$$

$$\text{復路往復運賃} \cdots (16,560\text{円} \div 2 = 8,280\text{円}) = \text{特例往復} \underline{16,380\text{円}}$$

3. 前橋・高崎～池袋・新宿・秋葉原線の回数券の取扱は下記の通りです

平成26年3月31日までに購入された回数券をご利用いただく場合は、消費税分の差額50円(大人の場合)をお支払いいただければご利用可能です。

令和元年6月21日を過ぎてもこの取扱は変わりません。

また、平成26年4月1日以降にご購入頂いた回数券は、

運賃改定後もそのままご利用いただけます。(消費税対応の運賃改定ではないため)

購入日	ご乗車の際のご負担	
	改定前	改定後
平成26年3月31日まで	50円頂きます	
平成26年4月1日から 令和元年6月20日まで	不要です	
令和元年6月21日以降	—	不要です

回数券に有効期限はございませんので、運賃改定前に回数券をお買い求め頂く事をおすすめいたします。

以上

改定後の運賃については各路線のページをご確認下さい。

ご不明な点がございましたら、高速バス予約センターへお問い合わせ下さい。

日本中央バス株式会社 高速バス予約センター TEL.027-287-4000
営業時間:9:00～18:00 (年中無休)